

(送付先 住所
氏名)

一般社団法人 燃料電池普及促進協会 印
代表理事名

平成30年度補助金建売用申込受理・交付決定通知書

平成 年 月 日付をもって申請頂きました補助金建売用申込・交付申請書は、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(家庭用燃料電池システム導入支援事業)交付規程第10条第2項に基づき、下記のとおり受理・交付決定しましたので通知します。

記

項 目		交 付 決 定 内 容	
建 売 用 申 請 者	建売用申請者 氏名又は法人等名		
		法人番号	
	担当者名		
	担当者所属部署名		
	住所	〒 -	
	電話番号	- -	
設 置 先	住所	〒 -	
補 助 事 業 完 了 予 定 日	平成	年	月 日
使 用 開 始 予 定 日	平成	年	月 日
設 置 台 数	台		
補 助 金 交 付 決 定 額	円		
手 続 代 行 者	法人名		
	担当者(氏名)		
	担当者電話番号	- -	

当該申込案件の建売用受理・交付決定番号は、

番です。

注1: 本通知は、補助金交付を受ける資格が与えられたことを意味するもので、正式な補助金交付は「補助金の額の確定通知書」によって確定されます。

注2: 本用紙を大切に保管してください。(6年間)

※ 一般社団法人燃料電池普及促進協会の家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金は、経済産業省が定めた燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱第2条に基づく補助金を家庭用燃料電池システムの設置等を行う方に交付するものです。

平成30年度補助金建売用申込受理・交付決定通知書

補助金交付決定額を以下に示します。

補助対象システム		1台目	2台目
燃料電池 ユニット	製造事業者等名		
	品名番号		
貯湯 ユニット	製造事業者等名		
	品名番号		
機器費(税抜)	燃料電池システム価格計 (付属品含む)①	円/台	円/台
設置工事費 (税抜)	配線工事費②	円/台	円/台
	配管工事費③	円/台	円/台
	付随工事費④	円/台	円/台
	工事費計⑤ (②+③+④)	円/台	円/台
合計(税抜)	① + ⑤	円/台	円/台

補助金交付決定額	円	台
----------	---	---

補助金建売用申込受理・交付決定通知を受けた建売用申請者は、「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(家庭用燃料電池システム導入支援事業)交付規程」に基づき以下の項目の適用を受けますのでご注意ください。

- (1) 建売用申請者は、法令、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(家庭用燃料電池システム導入支援事業)交付規程、応募要領又はそれらに基づく協会の指示等に従い、補助対象システムの引渡しを受けること。
- (2) 建売用申請者は、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(家庭用燃料電池システム導入支援事業)交付規程第14条第2項、第15条、第16条第1項に該当するときは、協会の承認等を受けること。
- (3) 建売用申請者は、協会が第23条の規定により、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

注1: 本通知は、補助金交付を受ける資格が与えられたことを意味するもので、正式な補助金交付は「補助金の額の確定通知書」によって確定されます。

注2: 受領した記載内容に相違がある場合には、速やかに協会に連絡をしてください。

注3: 計画を中止、内容変更が発生した場合は手続の手引きに従い速やかに手続を行ってください。

注4: 本用紙を大切に保管してください。(6年間)

平成30年度補助金建売用申込受理・交付決定通知書

補助事業者は、
燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(家庭用燃料電池システム
導入支援事業)交付規程に基づき以下の項目の適用を受けますのでご留意ください。

- (1) 補助事業者は、協会が第23条の規定による補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (2) 補助事業者は、協会が第22条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され得ることに留意すること。
- (3) 補助事業者は、協会が第22条第3項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、協会が指定する期日までに返還するとともに、第22条第4項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第22条第5項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、第24条の規定により取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図ること。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は、滅失したときは、その旨を協会に届け出ること。
- (5) 補助事業者は、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し(補助事業者が貸与することを目的として当該財産を取得した場合を除く。)、廃棄し又は、担保に供しようとする等)をいう。)しようとするときは、第25条第1項の規定に基づきあらかじめ財産処分承認申請書を協会に提出し、その承認を受けること。
- (6) 補助事業者は、第25条第1項の規定に基づく承認を受けた後、第25条第3項の規定による、取得財産等の処分をした場合において、協会の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること。
- (7) 補助事業者は、第26条の規定に基づき、原則補助事業の経理についての帳簿を備え、補助事業以外の経理と区分した上、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する協会の会計年度が終了した後5年間保存しておくこと。